

平成28年10月6日

### 福岡市周辺エリアのタクシー運賃の改定審査を開始します

九州運輸局は、福岡交通圏（福岡市とその周辺）における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更要請があったことを受け、運賃改定の必要性を検討しておりましたが、検討の結果、福岡交通圏の運賃改定審査を開始することとしました。

#### 1. 対象地域

福岡市・大野城市・春日市・筑紫野市・太宰府市・古賀市・糸島市・筑紫郡・糟屋郡

#### 2. 運賃変更要請状況

- (1) 要請の期間           平成28年3月18日～同年6月17日（3ヶ月）
- (2) 要請事業者数               99者（対象地域の法人事業者数 105者）
- (3) 要請事業者の車両数   4,339両（対象地域の総車両数 4,644両）
- (4) 要請率                       93.43%

#### 3. 運賃変更要請の概要

- (1) 現在の中型車・小型車を普通車に統合
- (2) 普通車の運賃（現在の小型車の運賃）

初乗距離1.6キロ（同じ）   初乗運賃690～720円（670円）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部 旅客第二課

担当：関口

電話092-472-2527

FAX092-472-3616



九州運輸局